



河南町交通事故関与の職員を懲戒処分

南河内郡河南町は、友人との親睦会にバイクで参加し、飲酒したうえ酩酊状態でバイクの後部座席に同乗し、交通事故に関与した男性主事(23歳)を5月17日付けで停職3か月の懲戒処分にした。

■ 概要

事故は、令和5年1月7日(土)午前4時前頃に発生した。親睦会の2次会会場から移動の際、職員のバイクを親睦会に参加した友人が運転し、職員はそれに同乗。単独で河南町大字山城付近の町道脇の電柱に衝突し、運転していた友人は死亡した。警察の調べでは、運転していた友人は事故後間もなく死亡しているため飲酒の状態は明らかにされていない。

町は、親睦会にバイクで参加したうえ、酩酊状態になるまで飲酒し、事故を誘発したことは公務員としてあまりに軽率な行為であり、厳正に処分したという。

■ 町長コメント

運転者死亡により、飲酒運転の詳細は明らかにされていないが、今回の職員のとった行動は、飲酒行為が招く危険性を顧みない、公務員としてあまりに軽率で、信用を損なう行為であり、深くお詫び申し上げます。今後は、職員へ飲酒運転が引き起こす危険性の認識と法令順守を徹底していきたい。

【本件に対する問い合わせ】

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359-6 総務部 人事財政課

☎0721-93-2500 FAX:0721-93-4691

担当者:総務部長 多村、人事財政課長 後藤 メールアドレス:jinji@town.kanan.osaka.jp